

## 福山市の後援の名義使用に関する承認基準

### 1 主催団体について

- (1) 存在が明確で、かつ、運営が適切であること。
- (2) 原則として事務所が市内にあること。
- (3) 役員、会員等団体の構成員が明確で、責任の所在が明確であること。
- (4) 特定の宗教団体又は政治団体に関係がないこと。

### 2 行事内容について

- (1) 行事の目的が市民の教育、学術、文化、体育、福祉等の向上、普及又は発展に寄与するものであること。
- (2) 営利を目的とするものでないこと。
- (3) 特定の宗教又は政治団体の利害に関するものでないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められないこと。
- (6) おおむね全市的規模であること。
- (7) 不特定多数の者が参加するものであること。ただし、当該行事の効果が広く市民に波及すると認められるものについては、この限りでない。

### 3 その他

前2項に定めるもののほか、後援の名義使用を承認することについて不相当と認められる事情がないこと。